

## サービス管理責任者等の更新研修の実施について

### 1 サービス管理責任者等の資格に係る研修制度の見直しについて

令和元年度から、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の研修制度の見直しが行われ、

- (1) 従来は分野別に行われていた研修内容が一本化され、
- (2) 資格取得に係る研修が、基礎研修と実践研修の2本に分かれるとともに
- (3) 新たに5年ごとの更新研修の受講が必要となりました。

このうち(3)について、制度の見直し前の平成30年度末(平成31年3月31日)までに、以下の①及び②の要件を満たしている方(「旧サビ管等資格取得者」という。)は、令和5年度末(令和6年3月31日)までに1回目の更新研修を修了する必要があります。

- ① 相談支援従事者研修(講義2日部分)または相談支援従事者初任者研修を修了している。
- ② サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)研修を修了している。

令和5年度までに更新研修が修了できなかった場合、サービス管理責任者等として配置されるために必要な資格が失効し、改めて実践研修からの受講が必要となります。

### 2 サービス管理責任者等更新研修の受講時期について

更新研修については、定員の範囲内で、優先的に受講する方を以下のように設定します。

年度	優先される対象年度
令和2年度	平成18年度～平成22年度のサービス管理責任者等研修修了者
令和3年度	平成23年度～平成25年度 //
令和4年度	平成26年度～平成28年度 //
令和5年度	平成29年度、平成30年度 //

・定員に余裕があった場合は、他の年度の方も受講することができます。

更新研修は5年ごとに1回受講が必要となります。

旧サビ管等資格取得者については、初回の更新研修を修了した翌年度を起点として、以降5年毎に1回受講する必要があります。

(その他の方は、実践研修を修了した翌年度が起点となります。)

例1：令和4年度に第1回目の更新研修を受講した方

令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	...
受講	この5年間に2回目の更新研修を受講					この5年間に3回目の更新研修を受講						

例2：令和5年度に第1回目の更新研修を受講した方

令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	…
—	受講	この5年間に2回目の更新研修を受講					この5年間に3回目の更新研修を受講					

### 3 経過措置について

(1) 更新研修の受講要件について

更新研修の受講に当たっては、本来それぞれ以下のア、イの要件を満たしている必要がありますが、旧サビ管等資格取得者は、経過措置により、初回の更新研修についてはこれらの要件なしで受講することができます。

2回目以降については、これらの要件を満たす必要があります。

【サービス管理責任者】

ア 現にサービス管理責任者、障害福祉サービス事業所の管理者又は特定又は一般相談支援事業所の相談支援専門員として従事している者

・過去5年間において、通算して2年以上の上記の職に従事していた者

【児童発達支援管理責任者】

ア 現に児童発達支援管理責任者、障害入所施設等の管理者又は障害児相談支援事業所の相談支援専門員として従事している者

イ 過去5年間において、通算して2年以上の上記の職に従事していた者

(2) 研修カリキュラムについて

更新研修の標準カリキュラムは、13時間の講義及び演習（計2日間相当）ですが、令和5年度までは、経過措置の適用により、講義と演習を併せて1日の日程で実施します。